

STOP 医療提供体制 を堅持するための COVID-19 臨時特別協力要請について



山梨

詳しくは
こちら→



(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項 ~1月31日まで)

必要とする人に必要な医療を届け、県民の皆様の命を守るために、コロナ病床への入院を担う重点医療機関や通常医療の体制及び救急医療を守るための対策にご協力ください。

重点医療機関や通常医療の体制を守るための対策

● 高齢者や基礎疾患を有する皆様(重症化リスクの高い皆様)へ



①「三つの密」の回避、基本的な感染対策が行われていない施設の利用を控えて



②抗ウイルス薬は、早期投与が効果的であるため、少しでも症状がある場合には、早期に医療機関の受診を

● 高齢者施設・障害者施設の皆様へ



①施設内において、点滴や抗ウイルス薬の投与等医療行為ができるような体制整備を



②施設での医療提供が困難な場合は、保健所に相談を



③入院患者の退院の意向が医療機関等から示された場合、速やかな対応を

救急医療を守るための対策

①休日、夜間を避け、**平日、日中**に受診を



②救急外来や救急車を利用すべきか判断に迷う場合は、119番の前にかかりつけ医や受診相談センター（下記）に相談を



受診相談センター 甲府市の方 :055-237-8952(夜間 055-225-3195 または 055-237-8952)
甲府市以外の方:055-223-8896(24時間対応)

感染症拡大防止にご協力ください

詳細は県ホームページで確認してください（上記QRコード）

(R5.1月作成)